

第6回下水道事業経営に関する研究会 議事録

1 日時：令和7年（2025年）9月29日（月） 15:00～17:00

2 場所：滋賀県庁 本館 4-A会議室

3 出席委員：（五十音順、敬称略）

宇野委員、斎藤委員、柴委員（座長）、清水委員、勢一委員、只友委員、

4 議事内容

（1）持続可能な滋賀県琵琶湖流域下水道事業の経営について
(研究会の取りまとめ)

事務局より資料に基づき説明

5 結果概要

（1）全体的な意見の取りまとめ

とりまとめの内容がコンパクトにまとまりすぎていて、これまでの研究会で審議した経過や内容がわからない。初めて見た人にも理解しやすいように記載をしておく必要がある。

持続可能な体制をどうするかを議論するのが、本研究会のミッションであり、資料のタイトルにも記載しておいたほうがよい。

高度処理の負担については、これまでの負担のあり方に合理性があるのに、なぜ負担の考え方を見直すのかという理由も書いておくべきである。また、高度処理の「新しい負担の考え方ができる」という点までは合意したが、「検討結果を踏まえての留意点」については、合意した内容ではない。

⇒上記より、「検討結果を踏まえての留意点」については、資料から削除。

（2）各委員の意見概要

○A 委員

人口減少など、新しい考え方ができる理由を入れておく必要がある。

これまで独立採算にしていた理由として、処理区ごとに整備時期が異なることも挙げられると思うが、各処理区において整備が一段落しこれから更新を行うような第2期の事業期間に入ろうとしている段階であり、処理開始の時期が異なっていることで独立採算としてきた理由が薄れてきていると思う。県民全体に受益が及ぶことについては、全体で積算して按分することも合理性があると考えられるということも理由の一つになる。

高度処理を全処理区で導入しているということについて、理由が言及されていない。

2分の1は県が負担するというような枠組みの財政制度だと思うので、県の判断として政策的な意図を持って全処理区で高度処理を導入しているという歴史なのであれば、県民全体の利益につながっているというようなことも記載しておいたほうがよい。

高度処理の原価について、格差の是正を完全な形で解消するというところまでは研究会では議論されておらず、格差解消を課題にした解決案ではない。原価を受益に合わせて配分するというという考え方だけを提示できたと理解している。

○B 委員

現行の負担の考え方について一定の合理性があると考えられると整理したが、その次に新しい負担のあり方っていうのが唐突に出てくる。読み手が現行の考え方の合理性があるのに、なぜ急に新しい考え方が出てくるのか疑問に思うはず。だから、現行の負担の考え方には一定の合理性があるけれども、人口減少などの要因があり、現行の負担を考えたときと状況が変わってきているので、新しい考え方の検討も必要だということも付け加えておいたほうがよい。

高度処理については、現行の負担の考え方をした当初も琵琶湖全域に及ぶという考え方であったと思うが、これまで各処理区毎に負担してきたものを、各処理区で均一という新たな考え方ができるという検討に至った理由や背景などを追記しておいたほうが理解しやすい。

○C 委員

資料の内容が間違っているとは思っていないが、書き方を、こういう目的があり、この問題があるから、こういう検討をした、だからこういう結果が出てきて、こういう結論になったという流れにしたほうが分かりやすい。

琵琶湖流域と滋賀県の県境はほぼ一緒であり、ほとんどの水が琵琶湖に流入する。滋賀県はそういった特殊な事情にあるため、流域下水道を県全体で高度処理の一部を負担するという考え方をできることを意識する必要がある。他府県で参考しようとしても参考になるかもしれないが、採用は難しい。滋賀県の特殊性は認識しておかなければならない。

○D 委員

検討結果の留意点については、研究会の委員の結論ではなく、事務局の受け止め方である。今後検討していく中で必要な点はいくつもあるということを意見として限定列挙したに過ぎないので、研究会の結果と事務局の受け止めは分けておいたほうがよい。

研究会の副題が抜けているが、何のための研究会であるかを明示しておく。研究会の途中でこういった合理的な考え方もあるというのがでてきたが、それは条件付きで完全ではない。それらが伝わるように変更してほしい。

検討結果を踏まえての留意点については、将来の何を展望し記載したかがわからないので、しっかり説明を記載するもしくは削除する必要がある。

研究会が何の目的で始めたのか、当初課せられた県の課題でここまで議論したというところで結論とすること。

○E 委員

持続可能な体制をどうするかというところが、大きなミッションだったと思うが、検討した経緯や背景があまり書かれていないので、人口減少が進行していく中でインフラ更新の課題も大きくて持続可能性を担保のためにどのような整理をすべきかと議論した経緯の記載は必要。

検討結果を踏まえての留意点については、構成を考えると研究会の委員が検討した結果を踏まえてこういうところに留意せよと言っているように見えるので、事務局の受け止めが書いてあるのは少し違うのではないか。見た人に誤解を与えないような工夫は必要。

また、県としてもこれまでやってきた現行の高度処理の負担の考え方が、誤っていたわけではないということは前提にする必要があると思う。その上で、それが今の時代にもマッチしているかが問われたところだと思うので、新たな負担という表現は誤解を生みかねない部分はあるかと思われるため、経緯がわかるように記載したほうがよい。

○F 委員

新しい負担の考え方については、限定的な新しさであるということは丁寧に書いておいたほうがよい。

処理区ごとの格差をやや縮小することができて、なぜそれをやる必要があるかというと、これまでの研究会においても言っていたように「均衡ある県土の発展」ということだと思う。地域によっては過疎が進んでいく可能性があって、より時代に応じた負担のあり方の背景にある、均衡ある県土の発展の不均衡ということに対応しなければならない。そこに対応していくというのが、ポイントだと思う。滋賀県の置かれている県土の事情を明確にして、そこから考えればこういった考え方も妥当性を持つのではないかということを言ったほうが良いのではないか。均衡ある県土の発展のためにという政策の延長線上にあるということがわかるようなまとめ方にしたほうがよいと思う。